

議案第 18 号

橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立幼稚園設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第108号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
<p>(設置) 第1条 本市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、橋本市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。</p>		<p>(設置) 第1条 本市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、橋本市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。</p>	
名称	位置	名称	位置
橋本市立紀見幼稚園	橋本市御幸辻284番地	橋本市立橋本幼稚園	橋本市東家二丁目2番14号
橋本市立柱本幼稚園	橋本市紀見ヶ丘一丁目18番1号	橋本市立紀見幼稚園	橋本市御幸辻284番地
橋本市立境原幼稚園	橋本市小峰台一丁目25番地の1	橋本市立柱本幼稚園	橋本市紀見ヶ丘一丁目18番1号
橋本市立学文路幼稚園	橋本市学文路900番地	橋本市立境原幼稚園	橋本市小峰台一丁目25番地の1
橋本市立清水幼稚園	橋本市清水2014番地	橋本市立学文路幼稚園	橋本市学文路900番地
		橋本市立清水幼稚園	橋本市清水2014番地
		橋本市立応其幼稚園	橋本市高野口町名古屋19番地の1

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。